

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新	旧
医 政 発 0 8 0 9 第 4 号 平 成 2 3 年 8 月 9 日 (一部改正 平成27年4月1日) 各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について (略) 1 趣旨 厚生労働大臣は、外国の病院について、日本の協力型臨床研修病院と同等以上の研修環境を備えていると認められる場合に、当該外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす。 また、外国の病院で臨床研修を受けた者を受け入れる日本の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院（以下「受入病院」という。）は、当該者の外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラムを作成し、臨床研修を実施するとともに、日本の臨床研修の修了基準により当該者の修了認定を行う。 2 審査の内容 1) 外国の病院の審査 日本の協力型臨床研修病院と同等以上の研修環境を備えていると認められること。 2) 研修プログラム	医 政 発 0 8 0 9 第 4 号 平 成 2 3 年 8 月 9 日 各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について (略) 1 趣旨 厚生労働大臣は、外国の病院について、日本の協力型臨床研修病院の指定基準を満たすと認められる場合に、当該外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす。 また、外国の病院で臨床研修を受けた者を受け入れる日本の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院（以下「受入病院」という。）は、当該者の外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラムを作成し、臨床研修を実施するとともに、日本の臨床研修の修了基準により当該者の修了認定を行う。 2 審査の内容 1) 外国の病院の審査 日本の協力型臨床研修病院の指定基準を満たしていると認められること。 2) 研修プログラム

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新	旧
外国の病院における臨床研修に加え、日本で臨床研修を履修することにより臨床研修の到達目標の達成が見込まれる内容であること。 研修期間については、外国の病院における臨床研修の期間を含めて2年以上であり、かつ、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っている場合は、当該臨床研修の期間を含む。）が合わせて8か月以上であること。<u>なお、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っている場合は、当該臨床研修の期間を含む。）は全体の研修期間の半分以上に相当する1年以上であることが望ましいこと。</u> 3 （略） 4 必要書類 1) 外国の病院に関する書類 ① 外国の病院に関する認定申請書（様式1） ② ①の参考となる外国の病院からの書類等 ③ （略） 2) 研修プログラムに関する書類 ①～③ （略） ④ 日本で取得した医師免許証の写し ⑤ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）に定める臨床研修病院指定申請書（様式1）4～5（受入病院における臨床研修のプログラムに関する臨床研修のプログラムについて記載すること。）	外国の病院における臨床研修に加え、日本で臨床研修を履修することにより臨床研修の到達目標の達成が見込まれる内容であること。 研修期間については、外国の病院における臨床研修の期間を含めて2年以上であり、かつ、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っている場合は、当該臨床研修の期間を含む。）が合わせて8か月以上であること。 3 （略） 4 必要書類 1) 外国の病院に関する書類 ① 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「省令施行通知」という。）に定める臨床研修病院指定申請書（様式1）1～3 ② ①の参考となる外国病院からの書類等 ③ （略） 2) 研修プログラムに関する書類 ①～③ （略） ④ 省令施行通知に定める臨床研修病院指定申請書（様式1）4～5（受入病院における臨床研修のプログラムについて記載すること。）

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新		旧
ラム（外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラム）について記載すること。） ⑥・⑦（略） ⑧ 受入時点における受入病院による研修医の評価（様式2） 3）その他の書類 <u>当該者の履歴書</u> * 作成上の注意 1（略） 2 必要書類のうち外国語で記載されているものは、その日本語訳を添付すること。 3（略） 5 募集定員との関係 外国の病院で臨床研修を受けた者を受け入れる場合、適切な指導体制が確保されていると認められる場合には、原則として、各病院の募集定員とは関係なく当該者を受け入れることができること。ただし、当該者を医師臨床研修マッチング結果により受け入れる場合には、募集定員の範囲内とすること。 外国の病院の名称： 外国の病院に関する認定申請書 様式1 記入日：西暦 年 月 日 作成責任者の氏名及び連絡先 フリガナ 役職		⑤・⑥（略） ⑦ 受入時点における受入病院による研修医の評価（別紙） * 作成上の注意 1（略） 2 必要書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。 3（略）

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新

旧

本申請書の問合せに対して回答できる作成責任者について記入してください。	氏名 (姓)	(名)	(姓)	(名) (直通電話 () () ()) e-mail : (携帯電話のメールアドレスは不可とします。)
1. 病院の名称	フリガナ			
2. 病院の所在地	フリガナ			
3. 病院の開設者の氏名 (法人の名称)	フリガナ			
4. 病院の開設者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	フリガナ			
5. 病院の管理者の氏名	フリガナ			
6. 病院のホームページアドレス	http://			
7. 医師 (研修医を含む。) の員数	※			
8. 診療科名 当該病院の診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する診療科がない場合は「99. その他」欄に記入すること。	診療科 (番号に○をつけてください。)			
	1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次の記入してください。)			
	901	科	902	科
	903	科	904	科

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新			旧		
9. 救急医療の提供の実績	救急部門の設置	1. 有 0. 無			
救急部門の研修を行った場合については記入してください。	救急専用診療(処置)室の有無	1. 有 () m ² 0. 無			
	救急医療の実績	前年度の件数: 件 (うち診療時間外: 件) 1日平均件数: 件 (うち診療時間外: 件) 救急車取扱件数: 件 (うち診療時間外: 件)			
	診療時間外の勤務体制	医師: 名、看護師及び看護助手: 名			
	救急医療を提供している診療科	内科系 (1. 有 0. 無) 外科系 (1. 有 0. 無) 小児科 (1. 有 0. 無) その他 ()			
10. 病床数 (歯科の病床数を除く。)	救急医療科の病床数を除く。	1. 一般: 床 2. 精神: 床 3. 感染症: 床 4. 結核: 床 5. 療養: 床			
11. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数	診療科ごとの入院患者・外来患者の数	* 別紙に記入			
12. 病床の稼働率(平均)と平均在院日数 (1. 数第二位四捨五入)	1. 一般: 日 2. 精神: 日 3. 感染症: 日 4. 結核: 日 5. 療養: 日	1. 一般: 日 2. 精神: 日 3. 感染症: 日 4. 結核: 日 5. 療養: 日			
13. 前年度の分娩件数 (産婦人科の研修を行った場合については記入してください。)	正常分娩件数: 件、異常分娩件数: 件	正常分娩件数: 件、異常分娩件数: 件			
14. 研修医室の有無	1. 有 () 室 0. 無	1. 有 () 室 0. 無			
	有を選択した場合に、室数を記入してください。	有を選択した場合に、室数を記入してください。			
15. 図書、雑誌、インターネット等が利用できる環境及び医学教育用教材の整備状況	図書室の広さ () m ² 医学図書数: 冊、当該国外図書: 冊 医学雑誌数: 種類、当該国外雑誌: 種類 図書室の利用可能時間: 24時間常設 文献データベース等の利用環境	Medline 等の文献データベース (1. 有 0. 無)、教育用コンテンツ (1. 有 0. 無)、その他 () 利用可能時間 (: ~ :) 24時間常設			

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新		旧	
医学教育用機材の整備状況	医学教育用シミュレーター（1. 有 0. 無、その他）		
16. 病歴管理の責任者（専任）の配置状況	1. 有 0. 無		
17. 医療安全管理体制	1. 有 () 名 0. 無 有を選択した場合には、安全管理者の人数を記入してください。 職員：専任 () 名、兼任 () 名 主な活動内容：例 「院外において発生した医療事故又は発生する危険が窺われた医療事故についての情報の収集」「医療事故の防止のための研修及び教育」等		
	患者からの相談に適切に対応する体制の確保状況	患者相談窓口の責任者の配置状況： 1. 有 0. 無	
	医療に係る安全管理のための指針の整備状況	対応時間 () 時 ～ () 時 24 時間対応 患者相談窓口に係る規約の有無： 1. 有 0. 無 1. 有 0. 無 指針の主な内容：	
	医療に係る安全管理委員会の開催状況	年 () 回	
	医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	活動の主な内容： 年 () 回 研修の主な内容： 医療機関外における事故報告等の整備： 1. 有 0. 無 その他の改善のための方策の主な内容：	
18. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 精神科の研修を行った場合に ついては記入してください。	1. 精神保健福祉士： 名 (常勤) 名、非常勤： 名 2. 作業療法士： 名 (常勤) 名、非常勤： 名 3. 臨床心理技術者： 名 (常勤) 名、非常勤： 名 9. その他の精神科技術職員： 名 (常勤) 名、非常勤： 名		

※欄外、記入しないこと。

新

旧

別紙

1 1. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

外国の病院の名称：															
区 分	内 科	救急部門	外 科	麻酔科	小児科	産婦人科	又は			精神科	病院で定めた必修科目の診療科		その他の研修を行った診療科		
							産科	婦人科							
年間入院患者実数															
0 内は救急件数															
又は分娩件数															
年間新外来患者数															
1 日平均外来患者数															
() 内は年間外来診療日数															
平均在院日数															
常勤医師数															

※ 「年間入院患者数」とは、研修を行った年度の前々年度の繰越患者数に研修を行った年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、研修を行った年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1 日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数（小数第二位を四捨五入）とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄が足りない場合には、続紙（様式自由）に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、9. の救急医療の実績の前年度の件数及び1 3. の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新		旧	
様式2		別紙	
受入時点における受入病院による研修医の評価 (略)		受入時点における受入病院による研修医の評価 (略)	
評価項目（到達目標）		評価項目（到達目標）	
I (略)		I (略)	
II 経験目標		II 経験目標	
A 経験すべき診察法・検査・手技		A 経験すべき診察法・検査・手技	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 基本的な臨床検査 (略)		(3) 基本的な臨床検査 (略)	
1)～9) (略)		1)～9) (略)	
10) 呼吸機能検査 ・スパイロメトリー	A B	10) 肺機能検査 ・スパイロメトリー	A B
11)～20) (略)		11)～20) (略)	
(略)		(略)	
(4) 基本的手技 (略)		(4) 基本的手技 (略)	
1) (略)		1) (略)	
2) 人工呼吸を実施できる。（バッグ・バルブ・マスクによる徒手換気を含む。）	A B	2) 人工呼吸を実施できる。（バッグマスクによる徒手換気を含む。）	A B
3) 胸骨圧迫を実施できる。	A B	3) 心マッサージを実施できる。	A B
4)～19) (略)		4)～19) (略)	
(略)		(略)	

新				旧			
(5) ～ (7) (略)				(5) ～ (7) (略)			
(略)				(略)			
B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)				B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)			
1・2 (略)				1・2 (略)			
3 経験が求められる疾患・病態 (略)				3 経験が求められる疾患・病態 (略)			
(1) 血液・造血器・リンパ網内系疾患				(1) 血液・造血器・リンパ網内系疾患			
B	①貧血 (鉄欠乏性貧血、二次性貧血)		A B	B	①貧血 (鉄欠乏貧血、二次性貧血)		A B
	②～④ (略)				②～④ (略)		
(2) ～ (6) (略)				(2) ～ (6) (略)			
(7) 消化器系疾患				(7) 消化器系疾患			
①～② (略)				①～② (略)			
B	③胆嚢・胆管疾患 (胆石症、胆嚢炎、胆管炎)		A B	B	③胆嚢・胆管疾患 (胆石、胆嚢炎、胆管炎)		A B
	④～⑥ (略)				④～⑥ (略)		
(8) 腎・尿路系 (体液・電解質バランスを含む。) 疾患				(8) 腎・尿路系 (体液・電解質バランスを含む。) 疾患			
①～③ (略)				①～③ (略)			
B	④泌尿器科的腎・尿路疾患 (尿路結石症、尿路感染症)		A B	B	④泌尿器科的腎・尿路疾患 (尿路結石、尿路感染症)		A B
	(9) ～ (12) (略)				(9) ～ (12) (略)		
(13) 精神・神経系疾患				(13) 精神・神経系疾患			
①～④ (略)				①～④ (略)			
A	⑤統合失調症		A B	A	⑤統合失調症 (精神分裂病)		A B
	⑥不安障害 (パニック障害)		A B		⑥不安障害 (パニック障害候群)		A B
B	⑦ (略)			B	⑦ (略)		
	(14) (略)				(14) (略)		
(15) 免疫・アレルギー疾患				(15) 免疫・アレルギー疾患			

(5) ～ (7) (略)				(5) ～ (7) (略)			
(略)				(略)			
B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)				B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)			
1・2 (略)				1・2 (略)			
3 経験が求められる疾患・病態 (略)				3 経験が求められる疾患・病態 (略)			
(1) 血液・造血器・リンパ網内系疾患				(1) 血液・造血器・リンパ網内系疾患			
B	①貧血 (鉄欠乏性貧血、二次性貧血)		A B	B	①貧血 (鉄欠乏貧血、二次性貧血)		A B
	②～④ (略)				②～④ (略)		
(2) ～ (6) (略)				(2) ～ (6) (略)			
(7) 消化器系疾患				(7) 消化器系疾患			
①～② (略)				①～② (略)			
B	③胆嚢・胆管疾患 (胆石症、胆嚢炎、胆管炎)		A B	B	③胆嚢・胆管疾患 (胆石、胆嚢炎、胆管炎)		A B
	④～⑥ (略)				④～⑥ (略)		
(8) 腎・尿路系 (体液・電解質バランスを含む。) 疾患				(8) 腎・尿路系 (体液・電解質バランスを含む。) 疾患			
①～③ (略)				①～③ (略)			
B	④泌尿器科的腎・尿路疾患 (尿路結石症、尿路感染症)		A B	B	④泌尿器科的腎・尿路疾患 (尿路結石、尿路感染症)		A B
	(9) ～ (12) (略)				(9) ～ (12) (略)		
(13) 精神・神経系疾患				(13) 精神・神経系疾患			
①～④ (略)				①～④ (略)			
A	⑤統合失調症		A B	A	⑤統合失調症 (精神分裂病)		A B
	⑥不安障害 (パニック障害)		A B		⑥不安障害 (パニック障害候群)		A B
B	⑦ (略)			B	⑦ (略)		
	(14) (略)				(14) (略)		
(15) 免疫・アレルギー疾患				(15) 免疫・アレルギー疾患			

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新				旧			
B	① (略)			① (略)			
	②関節リウマチ		A B	②慢性関節リウマチ		A B	
	③ (略)			③ (略)			
	(16) ～ (18) (略)			(16) ～ (18) (略)			
	C 特定の医療現場の経験 (略)			C 特定の医療現場の経験 (略)			
	(1) 救急医療 (略)			(1) 救急医療 (略)			
	1) ～3) (略)			1) ～3) (略)			
	4) 二次救命処置 (AQLS = Advanced Cardiovascular Life Support、呼吸・循環管理を含む。)ができ、一次救命処置 (BLS = Basic Life Support) を指導できる。 ※ AQLSは、バッグ・バルブ・マスク等を使う心肺蘇生法や除細動、気管挿管、薬剤投与等の一定のガイドラインに基づく救命処置を含み、BLSには、気道確保、胸骨圧迫、人工呼吸等機器を使用しない処置が含まれる。	A B		4) 二次救命処置 (AQLS = Advanced Cardiovascular Life Support、呼吸・循環管理を含む。)ができ、一次救命処置 (BLS = Basic Life Support) を指導できる。 ※ AQLSは、バッグ・バルブ・マスク等を使う心肺蘇生法や除細動、気管挿管、薬剤投与等の一定のガイドラインに基づく救命処置を含み、BLSには、気道確保、心マッサージ、人工呼吸等機器を使用しない処置が含まれる。	A B		
	5) ～7) (略)			5) ～7) (略)			
	(略)			(略)			
(2) ～ (7) (略)				(2) ～ (7) (略)			